

多古町告示第 13 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項で準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、多古都市計画用途地域を次のとおり変更した。

令和 5 年 2 月 28 日

多古町長 平山 富子



- 1 都市計画の種類及び名称
多古都市計画用途地域
- 2 都市計画を定める土地の区域
千葉県香取郡多古町多古字多古台の一部の区域